

種別	調査地名	一地方幣		反當金建		一地方幣		反當小作料	備考	
		建地價	地方幣	地價	金額	數量	單價			
〃 二十一 三十支里	南黃泥河	上	七〇〇〇	九七三	〃	一六三	〇〇〇	一五〇	二七	
		中	五〇〇〇	六九四	〃	〃	一〇〇	〇〇〇	一〇〇	三〇
		下	三〇〇〇	二七九	〃	〃	〇七	〇〇〇	九〇	三〇
距敦化	馬子	上	八〇〇〇	二二二	〃	一三	〇〇〇	一〇〇	二四	
		中	四〇〇〇	五・五	〃	〃	〇八	〇〇〇	一〇	一九
		下	二〇〇〇	二七九	〃	〃	〇五	〇〇〇	〇六	二二

(ロ) 水田 一天地七反二畝歩

種別	調査地名	一地方幣		反當金建		一地方幣		反當小作料	備考	
		建地價	地方幣	地價	金額	數量	單價			
距敦化	大石頭河	上	六〇〇〇	八三三	〃	三〇	九〇〇	二七	三・七	
		中	五〇〇〇	六二五	〃	〃	二五	九〇〇	三・三	三・七
		下	三〇〇〇	四・七	〃	〃	一五	九〇〇	一・八	三・七
〃 空一〇 滿里	馬子	上	四〇〇〇	六二五	〃	三〇	九〇〇	二七	三・七	
		中	三〇〇〇	四・七	〃	〃	二〇	九〇〇	二・〇	三・七
		下	二〇〇〇	三・九	〃	〃	一〇	九〇〇	一・五	三・七

(ハ) 未墾地 一天地七反二畝歩

種目	一地方幣		反當金建地價	未墾地所在地名	備考
	國幣	地方幣			
畑となるべきもの	一〇・〇〇	一・三九	〃	縣下到る所にあり	
水田となるべきもの	三・〇〇	一・二一	〃	各河川流域にあり	

以上の諸調査報告によると地價と小作料との關係は次の如くである。

- 黒山 一三一・一五%
- 遼中 一〇一・二〇%
- 法庫 八%
- 鐵嶺 一〇一・一四%
- 梨樹 一九一・二五%
- 伊通 一四一・一八%
- 敦化 七一・三三%

之によると小作料の地價に對する割合、即ち地主の土地投資に對する利廻は大體一割から二割程度のものが普通で、之は農村内部に於ける普通の貸付利率よりも、又商業投資に對する利廻よりも一、二割方低いことが分るのである。その理由として既に前項に於ても述べたところであるが、零細土地所有者或は土地無所有者の側に於ける極端な土地缺

乏の状態が、小農的な所謂採算を度外視した土地欲求を呼び起してゐること、及び封建的な支配關係が現存してゐる農村内部に於ては、地主であるといふことが單に地代の收取者として許りでなく、農村社會生活の内部に於ける種々なる特權を約束してゐること、及び結局土地が充分なる流通性を持つてゐないこと等に起因してゐるのである。

尙参考の爲めに、中滿地方の德惠縣に於て調査した地主の土地投資に對する利廻、小作人の取得分等を見れば次の如くである。

一、德惠縣東閣家屯ニ於ケル事例

- 1 調査時日、康德五年五月十九日
 - 2 調査農家、東閣家屯、周連弼（産調資料（三八）「農村實態調査報告書」に於ける八號農家）。家族員數六四人。自作地三六响小作地五五响を經營す。
 - 3 小作地五五响の中の四〇响の小作契約につき調査す。
 - 4 小作地上地二五响、下地一五响、計四〇响。
 - 5 地價：（上地一响三〇〇圓、下地一响一五〇圓）…合計九、七五〇圓。
 - 6 小作料：一响當二石（舊石による以下同様）。舊石は新制石の三・一五倍に當る（大豆二斗、高粱九斗、粟九斗）
合計八〇石（評價一、〇三六圓） 國縣稅地主負擔、保甲費小作人負擔、押契錢なし。附加房子、菜園なし。官工なし
 - 7 評價基準：康德四年收穫特に於ける市場價格による。
- | | |
|---------|-------|
| 大豆…一石に付 | 一七〇〇圓 |
| 高粱… | 一三〇〇 |

8 地主側の計算

地價	九、七五〇〇圓
小作料收入	八〇石（一、〇三六〇圓）
公租公課支出	國稅、縣稅のみを負擔（一响地國稅〇・六四圓、縣稅〇・九七圓、計一・六一圓）總計六四・四〇圓
總收入	九七二・六〇圓
同地價に對する割合	一〇%

9 小作人側の計算

(イ) 作付作物

高粱…二〇响（一响收穫五〇石）	
谷子…一〇响（ 四〇石）	
大豆…五响（ 三・五石）	
包米…五响（ 四・五石）	
計	四〇响

(ロ) 收穫量

高粱	一〇〇〇石（一、三〇〇〇圓）	莖桿類	一六、〇〇〇束（九六、〇〇圓）
谷子	四〇〇石（ 四八〇〇圓）	〃	四、〇〇〇束（八〇、〇〇圓）
大豆	一七・五石（ 二九七・五〇圓）	〃	五車（一〇、〇〇圓）
包米	二二・五石（ 二四七・五〇圓）	〃	五〇〇束（四〇、〇〇圓）
計	一八〇〇石（二、三二五〇圓）	〃	（一九〇、〇〇圓）
總評價額	二、五二五〇圓		

(ハ) 農耕費支出(總てを雇牛具及び雇傭勞力によるものとして算出す)

(一) 高粱

一响當支出

種子(五升)

〇・六五圓

土糞(四車、一車一圓位のものなれど評價せず)

播種

一・五〇圓

中耕第一回

四・〇〇圓

〃 第二回

一・〇〇圓

〃 第三回

〇・五〇圓

運搬

一・五〇圓

脱穀

一・五〇圓

除草勞賃第一回

四・〇〇圓

〃 第二回

一・〇〇圓

〃 第三回

一・〇〇圓

穗切り勞賃

一・五〇圓

收穫勞賃

一・五〇圓

計

二〇・一五圓

二〇响作付にて合計

四〇三・〇〇圓

(二) 谷子

一响當支出

種子(三升)

〇・三六圓

播種

四・〇〇圓

(三) 大豆

一响當支出

種子(一斗)

三・四〇圓

土糞(一〇車)

一〇・〇〇圓

運搬

四・〇〇圓

播種

五・〇〇圓

中耕(二回)

二・〇〇圓

運搬

三・〇〇圓

脱穀

一・五〇圓

除草勞賃(二回)

九・〇〇圓

收穫

二・〇〇圓

計

三九・九〇圓

五响作付にて合計

一九九・五〇圓

(四) 包米

一响當支出

種子(一斗五升)

一・六五圓

(第一回六工にて六・〇〇圓)
(第二回三工にて三・〇〇圓)

土糞(八車)	八・〇〇圓	
運搬	四・〇〇圓	
播種	五・〇〇圓	
中耕(二回)	二・〇〇圓	
運搬	三・〇〇圓	
脱穀	一・五〇圓	
除草勞賃(二回)	七・〇〇圓	
收穫勞賃	〇・五〇圓	
穂切り	二・〇〇圓	
實の剥脱	一・〇〇圓	
計	三五・六五圓	
五响作付にて合計	一七八・二五圓	
以上農耕費支出の總計		四〇三・〇〇圓(一响當)
高粱	一八八・六〇圓)	二〇・一五圓)
谷子	一九九・五〇圓)	一六・八六圓)
大豆	一七八・二五圓)	三九・九〇圓)
包米	〃	三五・六五圓)
總計	九六九・三五圓	
(二) 公租公課支出		
保甲費(一响)	一・〇〇圓	
協和會費(〃)	〇・二〇圓	
計	一・二〇圓	
總計	四八・〇〇圓	

(ホ) 小作人の手取り	二、五一五・〇〇圓
生産額	九六九・三五圓
農耕費支出	四八・〇〇圓
公租公課支出	一、〇三六・〇〇圓
小作料支出	四六一・六五圓
差引手取	

10 結び

即ち以上の計算によれば、(地價九、七五〇圓に對して九七一・六〇圓)

(イ) 地主はその土地投資に對して約一割利廻りを得る。(地價九、七五〇圓に對して九七一・六〇圓)

(ロ) 生産額に對する小作料の割合は約四一%

(ハ) 小作人はその主要労働部分を雇牛具及雇傭労働によるものとして、一响地當一一・五四圓(四〇响にて四六一・六〇圓)程の利

得を得る。尤も本屯附近に於ては雇牛具が一般に行はれて居らず、又役畜を所有して貸牛具收入のみによつて生活を營むことは事

實上不可能な事に屬するのであるから、此の點は勿論考慮に入れる必要がある。

註 参考の爲め日本に於ける地價と小作料との關係を掲げると次の如くである。

東 北 區	賣買價格	實收小作料	同上米價換算	利廻り
近 畿 區	三四三・〇〇	〇・九七	三〇・六三	八分九厘
	六二三・〇〇	一・三六	四二・九四	七分
(奥谷松治氏「近代日本農政史論」第二九四頁より轉載。日本勸業銀行「田畑賣買價格及收益調」(昭和十二年三月調)に依る。米價は深川正米一石建値三一圓五八錢に依る換算。)				

第四、地價の變遷

地價の年次的變遷についての調査を、各縣報告書から摘記すると次の如くである

1 新民縣(天地當り)

沙城	下則	中則	上則	等別	
				別	年
円 20	円 40	円 70	円 100	1	大同二年
50	80	140	180	2	
60	100	180	230	3	
30	40	90	140	4	
40	80	100	150	5	
40	90	100	150	6	
40	80	100	150	7	
50	100	150	180	8	
40	80	116	160	均平	
円 30	円 50	円 80	円 120	1	康徳元年
60	100	150	200	2	
70	120	200	250	3	
30	50	100	150	4	
50	100	120	180	5	
50	100	120	180	6	
50	80	120	180	7	
60	120	180	200	8	
50	90	133	182	均平	
円 30	円 50	円 80	円 120	1	康徳二年
60	100	150	200	2	
70	120	200	250	3	
30	50	100	150	4	
50	100	120	180	5	
50	100	120	180	6	
50	80	120	180	7	
60	120	180	200	8	
50	90	133	182	均平	

2 遼中縣

最近五ヶ年間地價調査表

縣ノ平均

(康徳元年十二月、黑山縣公署内務局調)

年次	種類	
	上地	中地
民國十九年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國二十年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國二十一年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國二十二年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國二十三年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國二十四年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國二十五年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國二十六年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國二十七年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國二十八年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國二十九年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國三十年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國三十一年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國三十二年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國三十三年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國三十四年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國三十五年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國三十六年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國三十七年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國三十八年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國三十九年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國四十年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國四十一年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國四十二年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國四十三年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國四十四年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國四十五年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國四十六年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國四十七年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國四十八年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國四十九年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇
民國五十年	六〇〇〇	五〇〇〇
大同年	五〇〇〇	四〇〇〇
康徳元年	四〇〇〇	三〇〇〇

本屯の地價は高粱二十石の價格を以て上地、十八石は中地、十六石は下地としてゐるので、糧價の高低につれて地價も上下する。民國十五年は糧價が高騰したので地價も高く、事變以後は穀價の下落に随つて地價も低下した。次に年代別地價變遷を表示する。(天地當)

種類	光緒三十年	民國元年	五年	十年	十五年	二十年	大同元年	康徳二年
上地	一〇〇元	二〇〇	二〇〇	三〇〇	六〇〇	三五〇	三〇〇	三〇〇
中地	八〇元	一五〇	一五〇	二五〇	五〇〇	二五〇	二五〇	二五〇
下地	八〇元	一五〇	一五〇	二五〇	四〇〇	二五〇	二五〇	二五〇
減則地	八〇元	一五〇	一五〇	二五〇	三五〇	二〇〇	一五〇	一五〇

康德三年十一月現在
實業股調查

註 各座土地均以每响計算款數以元為單位合併陳明

(一) 梨樹縣區別地價變遷表(其一)

區	別	一區	二區	三區	四區	五區	六區	七區	八區	九區
喜慶八年	區	30	30	10	20	20	10	20	20	20
道光元年	區	30	30	10	20	20	10	20	20	20
咸豐元年	區	20	20	30	30	30	30	30	30	30
同治元年	區	100	100	20	30	30	30	30	30	30
光緒元年	區	120	120	30	30	30	30	30	30	30
宣統元年	區	100	100	120	20	20	100	100	100	100
民國五年	區	250	250	120	100	100	100	100	100	100
民國十二年	區	350	350	100	100	100	100	100	100	100
民國十五年	區	320	320	100	100	100	100	100	100	100

(一响即一天地也)

梨樹縣區別地價變遷表(其二)

區	別	一區	二區	三區	四區	五區	六區	七區	八區	九區
年六十國民	城下中上	120	120	100	100	100	100	100	100	100
年七十國民	城下中上	110	110	100	100	100	100	100	100	100
年八十國民	城下中上	100	100	100	100	100	100	100	100	100
年九十國民	城下中上	100	100	100	100	100	100	100	100	100
年十二國民	城下中上	100	100	100	100	100	100	100	100	100

光緒十六年	光緒十六年	光緒十六年	光緒十六年	咸豐元年	咸豐元年	年別
則	則	則	則	則	則	地級
上	中	中	中	中	中	等
地	地	地	地	地	地	地
一四〇	一〇〇	七〇	五〇	三〇	二〇	吊
一二〇	九〇	六〇	四五	二五	一五	吊
一〇〇	八〇	五〇	四〇	二〇	一〇	吊

(二) 表家油房屯の年別地價變遷表 (一 天地當)

本屯地價は收獲の豊凶に依つて高低が出来る様である。

下	中	上	土地の種類	地價(天地)	生産量(天地舊斗)
則	則	則	地地地	一六〇圓	高粱
				一四〇圓	"
				一二〇圓	"
					三・五石
					三・〇石
					二・五石

康德二年十二月末の本屯地價は次の如くである。

年三德康	年二德康	年元德康	年二同大	年元同大	區別
城下中上	城下中上	城下中上	城下中上	城下中上	一區
則則則則	則則則則	則則則則	則則則則	則則則則	二區
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三區
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四區
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五區
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	六區
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七區
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八區
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九區

梨樹縣區別地價變遷表 (其三)

磐石縣

今調査屯に於ける地價の變遷を見れば次の如し。

土地別	年				
	民國二十年	大同元年	大同二年	康德元年	康德二年
上地	一五〇圓	八〇圓	三〇圓	二〇圓	四〇圓
中地	一三〇圓	四〇圓	二〇圓	一五圓	三〇圓
下地	一〇〇圓	二〇圓	一〇圓	七圓	二〇圓
荒地	五〇圓	三〇圓	買手なし	同上	同上
山野					

敦化縣

年	代	等	則	地	價(响當)	典價と賣價との比率
上	上	上	上	上	一二〇圓	二分の一
中	中	中	中	中	六〇圓	二分の一弱
下	下	下	下	下	三〇圓	二分の一強

備考

銀元の流通は宣統元年より始まる。銀一元は銅錢六吊六百に相當す。而して銀元の種類は下記の如く區別す。
一元、五毛、二毛、一毛、半毛、一分

年	光緒二十六年	光緒二十七年	宣統元年	民國十年	民國十一年	民國十二年	民國十三年	民國十四年	民國十五年	民國十六年	民國十七年	民國十八年	民國十九年	康德元年	康德二年
銀元	二〇〇吊	二四〇吊	二八〇元	五〇〇元	七〇〇元	七〇〇元	九〇〇元	一二〇〇元	一五〇〇元	二〇〇〇元	二〇〇〇元	二〇〇〇元	二〇〇〇元	一四〇〇元	一二〇〇元
銅錢	一八〇吊	二二〇吊	二五〇元	四五〇元	六〇〇元	六〇〇元	八〇〇元	一〇〇〇元	一三〇〇元	一八〇〇元	一八〇〇元	一八〇〇元	一八〇〇元	一四〇〇元	一二〇〇元

以上六縣の調査結果によつても窺はれる様に、滿洲の地價は凡そ次の様な経過を辿つて來たといふ事が出来るであらう。即ち光緒年間から民國年代の始にかけて地價は漸次に高騰し（尤もこの間貨幣價值を變動の考慮に入れられな

每畝地價を示す。圓は國幣單位
宅地空園は上地價の二倍乃至三倍の地價がある。

(屯内倪姪談)

下	中	上	等
地	地	地	則
五〃	一〇〃	十五圓	康德二年
二〃	六〃	一〇圓	民國二十年
六〃	一〇〃	十五圓	民國十年
一〃	三〃	五圓	民國元年
一〃	二〃	三圓	光緒二十年

6 寧城縣

民	民	民
國	國	國
七	八	九
年	年	年
山	荒	熟
林	地	地
下	上	下
上	下	中
上	中	下
一〇〇〇	一五〇〇	二〇〇〇
三〇〇〇	五〇〇〇	六〇〇〇
七〇〇〇		

(教化)

民	民	民	民	民	民
國	國	國	國	國	國
十	十	十	十	十	十
年	年	年	年	年	年
山	荒	熟	山	荒	熟
林	地	地	林	地	地
下	上	下	上	下	上
上	下	中	上	下	上
上	中	下	上	中	下
一〇〇〇	一五〇〇	二〇〇〇	三〇〇〇	四〇〇〇	五〇〇〇
八〇〇〇	一〇〇〇	一五〇〇	二〇〇〇	三〇〇〇	四〇〇〇
五〇〇〇	一〇〇〇	一五〇〇	三〇〇〇	五〇〇〇	六〇〇〇
七〇〇〇	九〇〇〇				

甲		乙	
1917	100	100	100
1918	105	105	105
1919	110	110	110
1920	115	115	115
1921	120	120	120
1922	125	125	125
1923	130	130	130
1924	135	135	135
1925	140	140	140
1926	145	145	145
1927	150	150	150
1928	155	155	155
1929	160	160	160
1930	165	165	165
1931	170	170	170
1932	175	175	175
1933	180	180	180
1934	185	185	185
1935	190	190	190
1936	195	195	195
1937	200	200	200
1938	205	205	205
1939	210	210	210
1940	215	215	215
1941	220	220	220
1942	225	225	225
1943	230	230	230
1944	235	235	235
1945	240	240	240
1946	245	245	245
1947	250	250	250
1948	255	255	255
1949	260	260	260
1950	265	265	265
1951	270	270	270
1952	275	275	275
1953	280	280	280
1954	285	285	285
1955	290	290	290
1956	295	295	295
1957	300	300	300
1958	305	305	305
1959	310	310	310
1960	315	315	315
1961	320	320	320
1962	325	325	325
1963	330	330	330
1964	335	335	335
1965	340	340	340
1966	345	345	345
1967	350	350	350
1968	355	355	355
1969	360	360	360
1970	365	365	365
1971	370	370	370
1972	375	375	375
1973	380	380	380
1974	385	385	385
1975	390	390	390
1976	395	395	395
1977	400	400	400
1978	405	405	405
1979	410	410	410
1980	415	415	415
1981	420	420	420
1982	425	425	425
1983	430	430	430
1984	435	435	435
1985	440	440	440
1986	445	445	445
1987	450	450	450
1988	455	455	455
1989	460	460	460
1990	465	465	465
1991	470	470	470
1992	475	475	475
1993	480	480	480
1994	485	485	485
1995	490	490	490
1996	495	495	495
1997	500	500	500
1998	505	505	505
1999	510	510	510
2000	515	515	515
2001	520	520	520
2002	525	525	525
2003	530	530	530
2004	535	535	535
2005	540	540	540
2006	545	545	545
2007	550	550	550
2008	555	555	555
2009	560	560	560
2010	565	565	565
2011	570	570	570
2012	575	575	575
2013	580	580	580
2014	585	585	585
2015	590	590	590
2016	595	595	595
2017	600	600	600
2018	605	605	605
2019	610	610	610
2020	615	615	615
2021	620	620	620
2022	625	625	625
2023	630	630	630
2024	635	635	635
2025	640	640	640
2026	645	645	645
2027	650	650	650
2028	655	655	655
2029	660	660	660
2030	665	665	665
2031	670	670	670
2032	675	675	675
2033	680	680	680
2034	685	685	685
2035	690	690	690
2036	695	695	695
2037	700	700	700
2038	705	705	705
2039	710	710	710
2040	715	715	715
2041	720	720	720
2042	725	725	725
2043	730	730	730
2044	735	735	735
2045	740	740	740
2046	745	745	745
2047	750	750	750
2048	755	755	755
2049	760	760	760
2050	765	765	765
2051	770	770	770
2052	775	775	775
2053	780	780	780
2054	785	785	785
2055	790	790	790
2056	795	795	795
2057	800	800	800
2058	805	805	805
2059	810	810	810
2060	815	815	815
2061	820	820	820
2062	825	825	825
2063	830	830	830
2064	835	835	835
2065	840	840	840
2066	845	845	845
2067	850	850	850
2068	855	855	855
2069	860	860	860
2070	865	865	865
2071	870	870	870
2072	875	875	875
2073	880	880	880
2074	885	885	885
2075	890	890	890
2076	895	895	895
2077	900	900	900
2078	905	905	905
2079	910	910	910
2080	915	915	915
2081	920	920	920
2082	925	925	925
2083	930	930	930
2084	935	935	935
2085	940	940	940
2086	945	945	945
2087	950	950	950
2088	955	955	955
2089	960	960	960
2090	965	965	965
2091	970	970	970
2092	975	975	975
2093	980	980	980
2094	985	985	985
2095	990	990	990
2096	995	995	995
2097	1000	1000	1000

甲		乙	
1917	100	100	100
1918	105	105	105
1919	110	110	110
1920	115	115	115
1921	120	120	120
1922	125	125	125
1923	130	130	130
1924	135	135	135
1925	140	140	140
1926	145	145	145
1927	150	150	150
1928	155	155	155
1929	160	160	160
1930	165	165	165
1931	170	170	170
1932	175	175	175
1933	180	180	180
1934	185	185	185
1935	190	190	190
1936	195	195	195
1937	200	200	200
1938	205	205	205
1939	210	210	210
1940	215	215	215
1941	220	220	220
1942	225	225	225
1943	230	230	230
1944	235	235	235
1945	240	240	240
1946	245	245	245
1947	250	250	250
1948	255	255	255
1949	260	260	260
1950	265	265	265
1951	270	270	270
1952	275	275	275
1953	280	280	280
1954	285	285	285
1955	290	290	290
1956	295	295	295
1957	300	300	300
1958	305	305	305
1959	310	310	310
1960	315	315	315
1961	320	320	320
1962	325	325	325
1963	330	330	330
1964	335	335	335
1965	340	340	340
1966	345	345	345
1967	350	350	350
1968	355	355	355
1969	360	360	360
1970	365	365	365
1971	370	370	370
1972	375	375	375
1973	380	380	380
1974	385	385	385
1975	390	390	390
1976	395	395	395
1977	400	400	400
1978	405	405	405
1979	410	410	410
1980	415	415	415
1981	420	420	420
1982	425	425	425
1983	430	430	430
1984	435	435	435
1985	440	440	440
1986	445	445	445
1987	450	450	450
1988	455	455	455
1989	460	460	460
1990	465	465	465
1991	470	470	470
1992	475	475	475
1993	480	480	480
1994	485	485	485
1995	490	490	490
1996	495	495	495
1997	500	500	500
1998	505	505	505
1999	510	510	510
2000	515	515	515
2001	520	520	520
2002	525	525	525
2003	530	530	530
2004	535	535	535
2005	540	540	540
2006	545	545	545
2007	550	550	550
2008	555	555	555
2009	560	560	560
2010	565	565	565
2011	570	570	570
2012	575	575	575
2013	580	580	580</

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

民			遼			中			黒			山			盤			山			計				
地	熟地	出典地	入典地	所有面積	押地	熟地	出典地	入典地	所有面積	押地	熟地	出典地	入典地	所有面積	押地	熟地	出典地	入典地	所有面積	押地	熟地	出典地	入典地		
	敵	敵	敵	敵	敵	敵	敵	敵	敵	敵	敵	敵	敵	敵	敵	敵	敵	敵	敵	敵	敵	敵	敵		
	365.00	5.00	—	3,095.16	—	2,617.96	10.50	94.00	1,012.45	(不明1件)	996.00	—	5.00	385.00	100.00	393.00	—	—	7,669.56	389.00	7,061.46	249.50	190.00		
	958.61	132.00	41.60	355.50	—	330.00	—	—	1,453.55	22.00 (外に不明2件 地券2枚不明)	1,397.25	40.00	122.00	2,503.33	448.45	2,108.35	—	—	7,046.42	492.45	6,351.36	302.40	265.60		
	482.77	65.42	20.00	80.26	—	78.46	—	—	388.25	(不明1件)	378.00	30.20	30.20	658.87	198.76	557.56	14.60	—	2,752.09	226.26	2,418.47	227.52	183.50		
	414.47	109.85	74.80	256.40	—	230.40	23.00	30.00	315.90	10.00	282.89	—	10.00	189.6	—	179.60	—	10.00	2,507.45	52.00	1,909.62	367.95	188.80		
	37.00	37.00	—	81.80	—	58.20	58.20	—	—	—	—	—	—	5.0	—	—	—	—	374.56	—	235.70	235.70	—		
	2,257.85	349.27	136.40	3,869.12	—	3,315.02	91.70	124.00	3,170.15	32.00 (不明4件 地券2枚不明)	3,054.05	70.20	167.20	3,741.8	747.21	3,223.51	14.60	10.00	20,350.06	1,159.71	17,976.61	1,483.07	627.90		

関係面積 (其二)(百分比)(南滿)

法	庫		新		民		遼		中		黒		山		盤		山		計			
	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する出典地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する出典地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する出典地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する出典地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する出典地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する出典地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する出典地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合	
4.04	—	—	20.55	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5.07	3.53	2.69
23.77	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6.99	6.34	4.18
15.06	—	—	13.80	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8.22	9.41	7.59
30.30	—	—	28.21	—	19.23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.07	19.27	9.89
—	—	—	100.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00	—
9.34	—	—	31.88	—	3.89	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5.70	8.25	4.61

典 押 關 係 面 積 (其一)(實數)(中滿)

縣	西 豐 縣					敦 化 縣					盤 石 縣					海 龍 縣					計				
	所有面積	押地	熟地	出典地	入典地	所有面積	押地	熟地	出典地	入典地	所有面積	押地	熟地	出典地	入典地	所有面積	押地	熟地	出典地	入典地	所有面積	押地	熟地	出典地	入典地
																59.610					55.110				
4.20	322.951	11.72	(置場41.706) 222.663	23.40		32.10		32.00		10.00	29.70		16.95		194.312	66.51	155.773	17.00		1,505.525	78.230	(置場41.708) 1,217.339	41.200	15.000	
	17.550		(置場3.50) 12.15			58.15		52.60	10.00	7.90	13.25		10.70	6.00	38.430	0.50	32.490	6.00	4.30	468.764	0.500	(置場3.500) 418.561	53.000	21.100	
	3.740		2.20			16.30		11.30	8.00		28.27		8.88		23.986		14.850	3.00		168.228		116.087	23.217	2.000	
						24.03		20.00	20.00		17.60		1.50	1.50	5.010		5.000	5.00		65.400		43.500	43.500		
4.30	344.241	11.72	(置場45.208) 237.013	23.40		130.58		115.90	38.00	17.90	88.82		38.03	7.50	261.788	67.01	208.113	31.00	4.30	2,267.827	78.730	(置場45.208) 1,850.597	160.917	38.100	

百分比(中滿)

縣	伊 通 縣			西 豐 縣			敦 化 縣			盤 石 縣			海 龍 縣			計							
熟地所有面積に對する入典地の割合	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する出典地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する出典地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する出典地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する出典地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する出典地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する出典地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合					
					2.95	3.63			8.85				1.25			34.23	10.91		5.20	3.27	1.19		
				3.31						319.01	15.02		56.07	33.64	1.30	18.47	13.23		0.10	12.56	5.00		
84	8.92									70.80						20.20				20.00	1.72		
00										100.00						100.00				100.00			
30	2.38			0.43	1.81	3.40			8.29				32.79	15.44		19.72	9.47	25.60	14.90	2.07	3.47	8.49	2.01

第五十七表 典押關係面積

縣別	榆樹縣					德惠縣					九台縣					懷德縣					梨樹縣					伊通縣					西豐縣					敦						
	所有面積	押地	熟地	出典地	入典地	所有面積	押地	熟地	出典地	入典地	所有面積	押地	熟地	出典地	入典地	所有面積	押地	熟地	出典地	入典地	所有面積	押地	熟地	出典地	入典地	所有面積	押地	熟地	出典地	入典地	所有面積	押地										
大土地所有者																										59.910		55.11														
中土地所有者	159.562		152.393			289.500		211.10			135.670		129.90	0.80	0.80	161.945		153.96								179.785		142.60		4.20	322.951	11.72	(農場 41.708) 222.663	23.40							32.10	
小土地所有者	29.224		28.350		3.50	48.901		42.80	24.00		38.005		34.80			133.505		118.89	6.00	1.80	57.959		55.601			33.740		30.18	1.00		17.550		(農場 3.50) 12.15								58.15	
零細土地所有者	7.316		5.350			1.220		0.70			5.490		4.68			51.850		41.51	6.20		25.506		22.417	6.017	2.00	4.600		4.20			3.740		2.30								16.30	
無所有者	4.00		4.000	4.00		0.810					0.120					7.000		7.00	7.00		6.700		66.00	6.000		0.130															24.03	
計	200.102		190.083	4.00	3.50	340.431		254.60	24.00		179.285		169.38	0.80	0.80	354.25		321.36	19.20	1.80	90.165		84.018	12.017	2.00	278.165		232.09	1.00	4.20	344.241	11.72	(農場 45.208) 237.013	23.40							130.58	

第五十八表 典押關係面積 (其二)(百分比)(中滿)

縣別	榆樹縣			德惠縣			九台縣			懷德縣			梨樹縣			伊通縣			敦	
	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する出典地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する出典地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する出典地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する出典地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する出典地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する出典地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合	所有面積に對する押地の割合	熟地所有面積に對する入典地の割合
大土地所有者																				
中土地所有者										0.62		0.62								
小土地所有者				12.35			56.07						5.05		1.51					
零細土地所有者													14.94			26.94		8.92		
無所有者		100.00											100.00			100.00				
計		2.10		1.83			94.3			0.47		0.47	5.97		0.56	14.30		2.36		

第七節 典關係及び小作關係面積

第一、典關係面積

(1) 南滿地方

南滿及び中滿地方に於ける押及び典關係面積に就ては、第五十五表乃至第五十八表に見られる如くである。先づ南滿地方十屯の場合に就て見ると、そこには典關係の比較的少い屯と多い屯とが見られるが、熟地所有面積に對する出典面積に就て見ると、多い屯としては遼陽(一二・二九%) 蓋平(一一・七六%) 鳳城(三八・七四%) 鐵嶺(一四・〇八%) 法庫(三一・八八%) 新民(一五・四七%) があり、その中では鳳城と法庫の二屯が最も多くなつてゐる。比較的少い屯としては莊河(四・九四)、遼中(二・七七%)、黑山(二・三〇%) 及び盤山(〇・四五%) があり、之等は何れも五%に充たない。

以上の數字から見ると、大體に於て地理的條件に於ても恵まれ、土地の細分化も進んでゐる様な地方の場合には、典關係面積の割合が大きくなつてゐる傾向が見られるが、常に必ずしもそう許りとは限らず、その地方々々の土地の慣行に支配される事も多い様である。鳳城縣の場合に於て、出典面積が四〇%近くにも及んでゐるといふ事は、此の地方に於る治安の極めて悪い事と關聯し、此の様な惡條件の下に於る富裕不在地主階級の實質的土地集中傾向として注目される。如何なる場合に於ても見られることであるが、治安惡化、災害、恐慌等の場合に於ては、一般の貧困を利

用して富裕階級の悪辣な土地集中が強化されるのである。

遼中、黒山、盤山等の場合に於て、典關係面積の特に少くなつてゐるのは、夫々理由があるのであり、遼中の場合に於ては、屯内の土地が大部分四大家に集中されてゐる爲に、典關係の結ばれる餘地がなく、黒山の場合に於ては、屯内が總べて一つの同族で構成されてゐるので比較的典が少く、又盤山の場合に於ては、土地の生産力が極めて低く、然も常に災害の危険に曝されてゐる爲に、入典をしようとする者さへもが無くなつてゐる状態にあることを示してゐるのである。

又以上は熟地所有面積に對する出典面積の割合であつたが、反對に熟地の入典を行つてゐる場合も勿論あるのであり、之等の數字は何れも出典面積の數字よりも少くなつてゐることが注目される。(蓋平、遼中、黒山の場合のみは入典面積の方が稍多くなつてゐるが、一般の傾向としては上述の如く云ふことが出来る)。十屯全體に就て見ると出典面積は入典面積の約二倍近くに及んでゐるのであり、この事は一般に屯内相互の入、出典よりも、不在地主や商人へ出典が多いことを物語つてゐるものである。

次に典關係面積が如何なる層の農家に多いかといふことを見ると、それは表の數字に見られる如く、大體に於てその割合が小土地所有者及び零細土地所有者の層に多いといふことが分る。このことはとりも直さず之等の層に於て、生活逼迫による土地の出典、延いてはその喪失、又他方では少額の金融に依つて行ふ入典に依る土地の漸次的獲得の比較的多く行はれてゐることを示すものである。

以上は典關係面積に就てであり、その他には押關係面積があるが、之等は主として春耕貸款の地券擔保に依る貸出しを示してゐるので、典關係の場合とはその事情を異にしてゐるので、ここでは觸れぬことにする。

(2) 中滿地方

中滿地方の場合に於ても、その主要な傾向は南滿地方に於ける場合と同様である。先づ典關係面積の多少に就て見ると、それは屯によつて非常に多い屯と少い屯とが見られるが、少い屯としては榆樹(二・一〇%)、九台(〇・四七)、伊通(〇・四三)があり、中位の屯としては、德惠(九・四三%)、懷德(五・九七%)、梨樹(一四・三〇%)、西豊(八・二九%)、磐石(一九・七二%)、海龍(一四・九〇%)が見られ、最も多い屯としては敦化の三二・七九%といふのが見られる。全十屯を總括して見ると、熟地所有面積に對する出典面積の割合は八・四九%となり、南滿の場合の八・二五%と略と同様である。

如何なる屯に典關係が多く、又如何なる屯に典關係が少いかといふことは、必ずしも一定の傾向を示してゐるとは言ひ得ないが、治安關係や自然的條件の劣悪なことによつて、一般屯民の生活も極度に逼迫してゐる敦化、磐石の如き屯の場合に於て、それが三二・七九%、一九・七二%といふ様な大きな數字に達してゐることは、南滿地方の鳳城縣の場合に於て、それが三八・七四%といふ様な飛び抜けて大きな數字を示してゐた事情と一致し、この様な場合に於て一層典關係による土地の實質的收奪、従つて農耕農民の土地手離し、没落化の愈々促進されてゐることを如實に物語つてゐるものであらう。

又如何なる層に典關係面積が多いかといふ事情は、南滿地方に見られた傾向と同様であり、それは小土地所有者層及び零細土地所有者層の場合に於て最も多き傾向を示してゐる。

又出典面積と入典面積とを比較して見た場合、出典の方が入典よりも遙かに多きを示してゐることは、之亦南滿地方に於ける場合と同様であり、(たゞ伊通の屯のみが例外となつてゐるが)、十屯全體に就て見ると、出典面積が熟地

所有者面積に對して八・四九%を占めてゐるのに拘らず、入典面積は僅かにその二・〇一%を占めてゐるに過ぎず、都市在住の不在地主或は商人等による入典の多き事情を物語つてゐる。

以上に於て南滿、中滿の典關係面積に就てその傾向を概観したが、之等の結果を綜合して見ると、次の様に言ひ得るであらう。

(イ) 實質的熟地所有面積に對する出典、入典面積の割合は次表に見られる如くであり、各屯の事情によつてその多少は勿論見られるが、大體に於て全體を一括して見ると、南、北、中滿を通じて實質的熟地所有面積に對する出典面積の割合は八乃至一〇%、同様入典面積の割合は二乃至五%であると見られる。この數字は誠に大きな數字であり、土地關係を云々する場合に於ては、必ず典關係に就て考慮を拂はねばならぬ所以であらう。

出典、入典面積の割合 (南・北・中滿)

	對實質的熟地所有面積の割合に	對實質的入典地所有面積の割合に
北	九・九一%	三・一一%
中	八・四九%	二・〇一%
南	八・二五%	四・六一%

(ロ) 出典、入典を對比して見ると、何れも入典に對して出典の方が多くなつて居り、都市在住の不在地主、商人等への出典のあることを示してゐる。

(ハ) 治安惡化、生活條件の惡化等がある場合に於ては、一方に於て貧困農民の所謂「脊に腹は代へられぬ」土地の手離しが行はれると共に、その反面にはそれに乘する不在地主、商人等による土地の入典、實質的獲得の傾向が強化される。

(ニ) 典關係は小土地所有者、零細土地所有者の層に於て最も割合多きを示してゐる。この事情は前述と同様に、之等の層に於ける生活の不安定、土地獲得の困難さを示してゐるものである。

第二、自作面積と小作面積の割合

(イ) 南滿地方(前掲第十一表、第十二表参照)

自作面積と小作面積との割合を先づ南滿地方に就て見ると、耕作面積を一〇〇とした場合、小作地面積の%の比較的少さい屯としては、遼陽(三七・八四%)、蓋平(一〇・六二%)、莊河(三九・三三%)があり、中位の屯としては鳳城(六三・五七%)、鐵嶺(四七・一五%)、新民(五八・三三%)があり、最も多き屯としては法庫の六九・八〇%といふのが見られる。又例外的に少い屯としては遼中の四・〇四%、黒山の八・四二%、盤山の二・三八%といふのが見られるが、之等は屢見る様に何れも稍々例外的な場合と見られるので(遼中の屯は土地の殆ど全部が四大家に集中されて居り、黒山の屯の場合には孫の同族によつてのみ土地が所有されて居り、盤山の場合に於ては土地の生産力低く且疲弊して居る爲めに小作に出される餘地を存しないといふ様に)、一般には大體小作地の割合が四〇%から六〇%の内で、多くは五〇%以上に及んでゐるといふことが出来るであらうと思はれる。

それで一つの傾向としては、遼陽、蓋平の様な屯の場合に於ては、小作地面積の割合が少くて自作的傾向を持つて

ゐるといふことが出来るであろうし、又一般的に言つて所有面積の高別に小作地面積の割合を見ると、それは大體に於て小土地所有者、零細土地所有者の場合に於て大きくなつてゐるといふことが言へるのである。

(ロ) 中滿地方(前掲第三十九表乃至第四十三表参照)

中滿地方の場合に就て見ると、耕作面積に對する小作地面積の%は四六・二乃至八八・三%で、十屯總計の場合は六一・三%となつてゐる。磐石の屯が八八・三%で特に多いと思はれるが、之は治安關係に原因するもので、この場合を除けば他の屯は大體一樣の大きさを示し、特に如何なる傾向の屯が大きくなつてゐるといふ様な傾向も見られない。一般的に言つても大體小作地面積の割合は六〇%程度であるといふことが出来るであろう。

北滿地方の集計結果によれば、耕作面積に對する小作地面積の%は、十七屯の總計に於て四九% (土地關係並に慣行篇第四五頁)、一萬戸の集計結果に於て四五・五% (同上篇補遺第二三頁)、となつてゐるから、小作地面積の割合は南北中滿を通じて大體四〇%から六〇%の間で概して五〇%を越えてゐるといふことが出来るであろう。

(ハ) 基本統計調査による觀察、次に尙參考の爲めに、現在各縣によつて部分的に行はれつゝある基本統計調査の資料によつて此間の事情を窺へば第五十九表の如くである。

この表に於ける小作地面積の割合の多きものから順に掲げて見れば、

- 八〇%以上のもの 通化
- 七〇% " 伊通、富錦、勃利、延壽
- 六〇% " 九台、懷德、賓、五常、望奎、琿春、安東、圍場
- 五〇% " 扶餘、龍鎮、双城、海倫、綏化、莊河、
- 一縣 六縣
- 四縣 八縣

省	項	目	縣	調査 總戸數	經營別面積			人當 面積
					貸付地 の割合	自作地 の割合	自作地 の割合	
吉林	伊九懷扶農盤	通台德餘安石		7,535	59.4	40.6	28.5	0.47
				39,187	53.5	46.5	40.0	0.5
龍江	龍龍明依洮洮	江鎮水安安南		4,735	41.9	58.1	33.0	0.50
				2,110	47.1	53.0	46.1	1.08
三江	富勃	錦利		2,763	35.8	64.2	52.9	0.7
				19,632	26.6	73.4	58.1	0.71
三江	寧密	安山		2,064	35.5	63.5	49.7	0.77
				6,903	33.5	66.5	61.5	1.10
三江	富勃	錦利		6,684	23.1	76.9	53.2	0.98
				5,703	23.5	76.5	65.2	0.71
三江	寧密	安山		2,438	38.7	61.3	24.6	0.41
				2,292	55.3	44.7	22.2	0.30
三江	寧密	安山		4,372	23.4	76.6	52.2	0.29
				3,521	54.0	46.0	35.3	0.49
江	寶	常城州西奎倫化壽		7,178	58.5	41.5	34.8	0.29
				18,685	31.8	68.2	42.1	0.68
江	寶	常城州西奎倫化壽		6,330	33.0	66.8	51.0	0.71
				24,893	41.8	52.8	55.2	0.69
江	寶	常城州西奎倫化壽		1,603	21.2	78.8	38.2	0.74
				4,633	38.6	61.4	44.7	0.73
江	寶	常城州西奎倫化壽		3,139	43.1	56.9	49.7	0.59
				17,785	58.2	41.8	26.6	0.39
間島	琿春	春		3,006	63.1	36.9	37.7	0.62
				17,586	70.2	29.8	16.6	0.13
通化	通	化		3,355	41.4	58.6	36.2	0.21
				9,626	36.8	63.2	48.9	0.16
安東	安莊	東河		20,597	24.3	75.7	79.3	0.2
				12,333	16.3	83.7	68.8	0.11
奉天	遼昌蓋法遼	中圖平庫陽		8,750	32.3	67.7	51.6	0.33
				4,502	14.4	85.6	84.8	0.31
錦州	盤錦	山西		176	21.7	78.3	68.8	0.30
				1,023	17.9	82.1	79.1	0.31
熱河	承國赤	德場峰		2,922	23.4	76.6	68.1	0.16
				9,356	58.9	41.1	35.5	0.29
熱河	承國赤	德場峰		6,256	6.2	93.8	92.4	0.41

第五十九表 康德四年度農業基本統計調查表

農務司調

項 省 縣	目 縣	調查 總戶數	經營別面積割合					縣內土地所有面積割合				耕地所有面積別戶數割合							單位註釋	一戶當 耕作面積	一人當 耕作面積	
			貸付地・自作地 の割合		自作地・小 作地の割合		小作地に對する 貸付地の割合	計	耕地	荒野	山林	計	無所有	5响未満	5响以上	20响以上	50响以上	100 响以上				
			貸付地	自作地	自作地	小作地																小作地
吉 林	伊九懷扶農盤 通台德餘安石	7,535	59.4	40.6	28.5	71.5	100	58.5	100	89.6	6.6	3.8	100	66.37	17.60	12.36	2.83	0.57	0.27	1响=0.737陌	3.3	0.47
		39,187	53.5	46.5	40.0	6.00	100	76.4	100	90.3	6.3	3.4	100	51.38	24.70	18.39	4.4	0.85	0.30	//	4.03	0.5
		4,735	41.9	58.1	33.0	67.0	100	35.5	100	89.7	9.7	0.6	100	57.51	23.61	15.97	2.34	0.51	0.07	//	3.88	0.50
		2,110	47.1	53.0	46.1	53.9	100	75.8	100	98.6	1.4	—	100	26.64	19.00	34.61	14.06	4.79	0.90	//	11.27	1.08
		2,763	35.8	64.2	52.9	47.1	100	62.4	100	83.6	15.6	0.8	100	57.56	12.10	20.23	8.11	1.48	0.47	//	6.00	0.7
龍 江	龍龍明依洮洮 江鎮水安南	19,632	26.6	73.4	58.1	41.9	100	50.1	100	44.0	55.7	0.3	100	72.3	6.6	14.07	5.33	1.23	0.43	//	5.71	0.71
		2,064	35.5	63.5	49.7	50.3	100	56.7	100	62.2	36.2	1.6	100	83.33	4.89	7.2	3.54	0.9	0.10	//	4.64	0.77
		6,903	33.5	66.5	61.5	33.5	100	80.7	100	88.5	11.4	0.1	100	73.78	5.27	12.27	5.14	2.54	1.00	//	6.13	1.10
三 江	富勃 錦利	6,684	23.1	76.9	53.2	46.8	100	34.3	100	83.3	16.7	—	100	73.91	5.43	11.22	7.06	1.77	0.61	//	5.93	0.98
		5,703	23.5	76.5	65.2	34.8	100	57.7	100	60.4	38.0	1.6	100	71.60	5.80	14.41	6.12	1.40	0.49	//	4.50	0.71
江 丹	寧密 安山	2,438	38.7	61.3	24.6	75.4	100	51.6	100	83.6	15.8	0.6	100	85.19	6.44	5.50	2.17	0.53	0.17	//	2.68	0.41
		2,292	55.3	44.7	22.2	77.8	100	35.3	100	72.8	26.7	0.5	100	85.25	7.29	5.89	1.48	0.09	—	//	1.90	0.30
濱 江	寶 常城州西奎倫化壽 五雙蘭望海綏延	4,392	23.4	76.6	52.2	47.8	100	33.4	100	74.1	22.7	3.1	130	62.28	26.43	10.43	0.84	0.02	—	//	1.77	0.29
		3,521	54.0	46.0	35.3	64.7	100	64.2	100	86.0	10.9	3.1	100	76.40	6.30	10.54	3.69	0.65	0.31	//	3.30	0.49
		7,178	58.5	41.5	34.8	65.2	100	75.1	100	70.3	20.7	9.1	100	76.90	10.09	10.13	2.09	0.61	0.12	//	1.88	0.29
		18,685	31.8	68.2	42.1	57.9	100	33.9	100	91.6	8.2	0.2	100	64.59	15.30	11.84	3.20	0.85	4.17	//	4.10	0.68
		6,339	33.1	66.8	51.0	49.0	100	51.9	100	71.4	28.6	—	100	87.70	3.29	4.39	5.64	2.98	0.94	//	5.10	0.71
		24,893	41.8	52.8	55.2	44.8	100	88.5	100	86.4	13.2	0.4	100	69.20	7.71	14.53	5.93	1.80	0.75	//	5.00	0.69
		1,603	21.2	78.8	38.2	61.8	100	16.6	100	98.4	1.3	0.3	100	76.04	10.17	9.30	3.06	1.25	0.18	//	5.37	0.74
		4,633	39.6	61.4	44.7	55.3	100	50.9	100	94.9	4.9	0.2	100	68.68	12.22	11.63	5.50	1.45	0.52	//	5.21	0.73
3,139	43.1	56.9	49.7	50.3	100	74.9	100	96.5	3.0	0.5	100	71.81	8.76	12.14	5.10	1.53	0.60	//	4.30	0.59		
17,785	53.2	41.8	26.6	73.4	100	50.5	100	75.5	21.3	8.1	100	80.80	7.20	9.70	1.91	0.29	0.04	//	2.21	0.39		
開 島	琿 春	3,006	63.1	36.9	37.7	62.3	100	35.4	100	90.0	5.7	4.3	100	62.01	19.69	15.90	2.13	0.20	0.07	//	3.58	0.62
通 化	通 化	17,580	70.2	29.8	16.6	83.4	100	46.8	100	60.6	27.2	12.2	100	81.67	11.73	5.70	0.76	0.11	0.03	1响=0.368陌	0.84	0.13
安 東	安莊 東河	3,355	41.4	58.6	36.2	63.8	100	40.1	100	98.9	0.6	0.5	100	60.93	23.12	13.13	2.34	0.36	0.12	//	1.59	0.21
		9,626	36.8	63.2	48.9	51.1	100	55.7	100	74.1	0.9	25.0	100	47.25	45.79	6.51	0.42	0.02	0.01	1响=0.614陌	1.20	0.16
奉 天	遼昌蓋法遼 中圖平康陽	20,597	24.3	75.7	79.3	20.7	100	122.6	100	98.5	4.1	0.1	100	45.61	40.61	11.52	1.90	0.29	0.07	//	1.54	0.20
		12,333	16.3	83.7	68.8	31.2	100	42.8	100	52.4	1.6	46.0	100	38.40	52.45	8.51	0.57	0.07	—	1响=0.368陌	0.81	0.11
1,750	32.3	67.7	51.6	48.4	100	51.0	100	96.2	3.0	0.8	100	54.01	31.87	11.09	1.67	0.26	0.10	—	1响=0.614陌	2.00	0.33	
錦 州	盤錦 義	4,502	14.4	85.6	84.8	15.2	100	94.0	100	82.8	17.2	—	100	31.70	52.98	13.26	1.71	0.13	0.16	1响=0.614陌	1.90	0.31
		176	21.7	78.3	68.8	31.2	100	61.0	100	100.0	—	—	100	28.90	53.98	10.23	6.25	0.56	—	//	2.44	0.39
1,023	17.9	82.1	79.1	20.9	100	82.9	100	99.1	0.2	0.7	100	13.39	71.75	14.70	0.10	—	—	//	1.70	0.31		
熱 河	承國赤 德場峰	2,922	23.4	76.6	68.1	31.9	100	65.2	100	89.1	9.3	1.6	100	31.45	64.68	3.39	0.48	—	—	//	0.90	0.10
		9,356	58.9	41.1	35.5	66.5	100	72.2	100	81.7	10.6	7.7	100	66.30	22.66	6.61	0.80	0.30	0.27	//	1.40	0.29
6,256	6.2	93.8	92.4	7.6	100	81.2	100	96.1	3.1	0.8	100	8.90	69.25	20.00	1.69	0.16	—	//	2.15	0.41		

一八三一八四

五〇
六〇
七〇

扶餘、龍鎮、双城、海倫、綏化、莊河、
九台、懷德、賓、五常、望奎、琿春、安東、團場
伊通、富錦、勃利、延壽

六八四一
縣縣縣縣

四〇%以上のもの	農安、龍江、洮安、寧安、肇州、蘭西、法庫、	七縣
三〇〃	明水、洮南、蓋平、錦西、承德	五縣
二〇〃	遼中、義、	二縣
一〇〃	盤山、	一縣
一〇%未満のもの	赤峰、	一縣

以上の如くであり、大體に於て四〇%乃至六〇%を占めてゐる縣が最も多いが、富錦、勃利、延壽、通化等の治安の悪い地方に於ては、土地所有者の都市への逃避或は耕作放棄等の爲めに、小作地面積の割合が特に増大して居り、又他方に於て土地の極端に細分化された熱河、錦州等の地方に於ては、自作地面積が増大して小作地面積の割合が特に減少してゐる傾向が特に注目される。

第八節 共同利用地、廟有地、族産

第一、共同利用地、廟有地及び族産の事例

共同利用地の所有、利用關係に就て、北滿地方の事例に就ては、既に前篇に於て述べた如くであるが、(産調資料45の(8)「土地關係並に慣行篇」第二一九頁以下参照)、こゝでは更に南滿、其他の地方に於て得られた事例に就て若干の補足をなそう。先づ一般聴取調査報告書から、之等に關する事例を摘記して見れば次の如くである。

(a) 遼陽縣前三塊石屯

調査屯には屯有の耕地と山林とがあり、尙閻家庄子村有の耕地あり、尙事實上の共同利用地として官有山地がある。

1. 前三塊石屯有山林

調査屯有の山林は地券面では十二畝ある。此の山林は嘗て所有者不明の山林であつたものを、民國初年に報領したものである。報領の名義は會海山と云ふ假空の名を使用して居る。

報領以前には屯民は勝手に薪炭を採取して居たのであるが、斯くては山林は荒れる一方である爲、報領後間もなく數年に一回宛屯内全戸より毎戸同額の料金を徴して一定の期日に同量の薪炭を伐採させて居る。康徳元年には各戸より八角宛を徴し、各一四〇束宛の薪炭を採取させた。

徴收した金は屯内共同事業に充て、尙餘つた金で國旗を購入し各戸に配布したと云ふ。(但し不足分を四分宛各戸より徴集した)。税金も勿論此の徴收金の中より納入すべきであるが事實は納付して居ない。

2. 前三塊石屯有耕地

之は嘗て所有者不明の山地に屯民の土糞用土採取所を設けた所、採土の結果耕地を得たので民國初年報領した。名義は同様假空の會海山であり、四畝である。以後屯民に小作させて居る。現在の小作人は房永吉と云ふ者である。同人が貧困であるのと、屯民の氣受の良い爲、年四圓と云ふ低額で貸付け、其の小作料の中から納税し、殘額は會(屯)費に充てゝ居る。

3. 閻家庄子村有耕地

本村には龍鳳廟と云ふ寺があり、其處に廣眞(廣貞)と云ふ住職があつた。廣眞の死後其の所有耕地五二・七畝は地理的關係上前三塊石、後三塊石及新立屯の三屯で管理し、收入は廟費に充てゝ居た。所が宣統三年に小學校が出来ると同時に閻家庄子、單家堡子、羊胡溝、頼家堡子、喻家溝、大窪の各屯よりも合計七〇畝の耕地を提供し、總計一二・七畝を前記九屯の共有地となし、其の收入を以て小學校費、廟費に充てることとした。所が民國六年に至り新立屯は種々の事情より共有關係を離脱し、其の時に廟地中より二十四畝を除去した。残つた九八・七畝は他の八屯で現在に至る迄共有して居る。此の八屯は現在では閻家庄子村を構成して居る。

左に現在の廟地の内譯を示す。

登記年月	地券名義人	面積	等級	規則	備考
民國五年	廣貞	五二・七畝	城	則	中二四畝は同年新立屯に分配
民國八年七月	〃	二〇・〇畝	下	則	
〃	〃	二五・〇畝	城	則	
〃	〃	二五・〇畝	〃	〃	

現在では共有地の持分關係は不明である。屯民は單に闔家庄子村有地と思つて居る。

此の土地は入札に依り小作させて居るのであるが、小作人になる者は何處の者でも構はない。小作關係は一般の小作關係と何等異なる所はない。小作人は小作料以外に田賦、畝捐、村費の總てを負擔し、義倉費も普通の地主對小作人の様に四分と二分五厘を負擔して居る。現在小作人は十一人居り、地理的關係上前三塊石、後三塊石の者のみである。

最も長期間小作を繼續して居る者は十九年であるが、四、五年位が普通である。小作料は總計一六一・二二圓であるが、其中廟費二五・四四圓、廟經費七・〇〇圓、廟修繕費六〇・〇〇圓、學校費二〇・六七圓、義倉費三・九五圓を支拂ひ殘金は持越して居た。

4. 官有山地

調査屯は山に包まれた部落であるが、山は殆ど全部官有と云ふが所有者不明の樹木の無い山である。屯民は此の山

の雜草を刈取つて燃料とし、或は馬、羊を放牧し、又は墓地に使用して居る。けれども利用價值が小さい關係上權利關係は不明瞭であり、誰がどんな方法で利用をしても問題にならない。

(b) 鐵嶺縣畢家窩堡屯

「本屯の西方に土取場があつて、此の場所を農民は泥場と言つて居る。土を此の場所から自分勝手に取り、幾ら取るも自由である。

「牧野としては何等見るべきものはない。唯本屯の西南に小河あり、樹木があるが其の下草を食はず爲に、放牧又は下草を採取することはあるが、特筆する程のものでもない」。

「其の開拓に二百年の歴史を有して居るので、可耕未墾地と稱すべきものが一つもなく、荒地も西河子溝の岸に僅か一七畝ある丈で、其の中一〇畝は村公所が管理し、屯民は無條件で共同甸子として居る丈である。」

(c) 梨樹縣裴家油房屯

「本屯の南方一滿里の地點に、半天地の共同墓地がある。

之は元來李家の土地であつたが、李家は道光十五年頃、屯内無資力者の共同墓地として寄附した。

此の土地は升科してゐないので、地券がなく、誰の所有にも屬してゐない。只漠然と屯全體の所有といふ事になつてゐる」。

(d) 榆樹縣于家燒鍋屯

1. 于家祭祀田、墓地

この附近開拓の一大勢力たる于家一族の墓地は秀水甸子にあり、幾百の土饅頭は開拓の業を終へた祖先の靜かに眠

る靈域である。このすぐ傍には立派な于氏合葬會所の建物あり、中央を祖堂となし歴代の遺碑を並べ、右を于氏一族の子弟の教育機關學堂として開放し、左を合葬會の事務所とし、これに附屬せる祭祀田は現在此の附近の屯に三〇响位散在し、本屯にも其の一部がある。これより上る小作料を以て春秋二季の盛大なる祭典が行はれ、或は學堂、會事務所の諸費用に當て、殘餘を以て今後の土地買増しに當ててゐる。

この祭田の沿革を述べれば乾隆五〇年于の一族于清なるもの絶族し、その遺産たる二〇响の土地を繞りて一族の紛争起り、遂に吉林將軍の下までこの争は持ち行かれ、この調停によつて于氏の祭祀田となつたのである。これを基礎とし現在の状態となつた。此の土地の賣買に關しては于氏全部の議決を要し、三支の代表者によりて意見を纏めて決定するのである。

2. 共同利用地

本屯南方一支里の點に約一响の共同採土地あり、所有は屯内于姓二氏の共有にして、屯内于希萱なるもの執照を持ち、代表して納税し、後に屯内于姓に頭割にかゝつて來る。

この土地の賣買其他の處分は、屯内于姓の合議を経ずしては不可能なり。この土地は昔屯内の于霖滑が于姓より借りて、製審を二〇年間も營んでゐたもので、一响に付四、五〇〇個の煉瓦を小作料として納入してゐた。四响の内昔建物其他のあつた三响は現在耕地となり、小作に出して居り、残り昔の採土地がそのまま現在の共同採土地として残つてゐるのである。于姓以外のものが採土する場合はこれを届けて、一定の代價を支拂はねばならぬが、少し位の量は見逃してゐる。屯内于姓なれば何等の手續を要せずして土塚、建築、塀塗りの材料を採取する事が出来るのである。

次に脱穀場であるが、これは親しき間柄では互に融通し合つて二、三戸共同で使用してゐる。又小作人は地主のものを借用し、金を拂つて脱穀場を借りてゐる例は見られなかつた。

又柴草、柳條採集地としては附近に松花江の柳條、草原地あり、これ皆私有地なれど、勝手に入り込んで採收しても大目に見てゐる様である。大量採取で販賣を目的とする場合は地主に申出で地主と折半してゐる様である。

(e) 惠德縣東閣家屯

「共同所有地なし。共同利用地はある。元來本屯の荒地は低濕地及アルカリ土壤の土地である。此の荒地には屯民一様に放馬する事が出来る。勿論屯内個人の所有である。屯民は此の荒地の土を塀の上塗に用ひて居る。以上の如き荒地は屯内全部で約四十响ある」。

「耕作不能の旬地、下地は私有であつても牧養するのは誰人も隨意である。

屯共同墓地と稱すべきものはないが、同一の祖先を持つ分家間にあつては元來墓地を分割することのない爲に、共同墓地となつてゐる。この關係は屯外に移住する場合も出來得るだけ持續させるのが習慣の様である。又撈青雇農等にあつて死人あり墓地を持たないものは、土地所有農家の耕作に利用し得ない土地を無償で借り受け、墓地に當てることが行はれこれを善墾地と稱してゐる」。

(f) 伊通縣營城子屯

「野草等は土糞に混入して居らない。原料の土は屯の西側の道端から取つて來る。場所は青雲寺所有で、取ること制限はない」。

「調査屯内に於ては共同利用地はない。唯鄭一族の共有墓地が大孤山西にある位のものである」。

「牧野は各部落共近くの山に五十六响づゝ所有し、大抵公有地であるが私有地であつても他人に無償で使用せしめてゐる。現有家畜數に對して牧野の不足は無い」。

(g) 豐寧縣選將營子屯

未耕山岳地は「官山」と呼ばれてゐるが、沿革的には旗人の所有地には違ひはない。しかし光緒末年以來全く禿山となつた此の地帯に對し旗人は何等の關心を持たなくなり従つて一般人には國有地域は官有地と同性質のものであると感ぜられて居る。(大閣鎮在住農張姓談) 旗人にしても既に所有的な意慾を全く失ひ、従つて各人の所有區域を明にする必要もなくなり又區分することが出来ない状態になつて居る。且つ部落相互間の入會區域さへも定まつて居ないから、將來植林が始められるとすれば、このまゝでは中々困難が多いであらう。(選將村于村長談)

「屯民は自由に「官山」に立ち入つて薪木を伐採し、牛馬を放牧することが出来る。市場用の薪木を伐採しても差支へない。勿論立入り料の如きは何人にも支拂つては居らない。

但し「官山」の一部を開墾して山腹耕地として利用する際には、原有者旗人の承諾を得て買、典、小作の何れかの方法で契約するのであるが、山腹耕地には開墾後三年間位で廢耕地になることが多く(表土の流出により耕作不能になる)、又位置によつては旗人の眼も届かない等の理由で盜墾も少くない。(選將村于村長談)

(h) 寧城縣和碩金營子屯

1. 採 土 地

東屯の東方八軒の地點に二千畝、又南方四軒の地點に一千畝の荒地がある。之等は民國十六年東屯を中心とする四隣百個許りの屯が共同して中旗王爺より購入したものである。一屯平均三百圓位の金を支拂つたが、此際土地、房子

の有無に拘らず住民は悉く一部を負擔した。(蒙古人は關係しない)。何れも窪地にあり城土なる爲壁土として使用される。附近住民は自由に立入つて之を使用する事が出来る。又無租地である。(以上屯内汪姓談)

2. 土 坑

屯の東北に約三十畝の土坑がある。之は元來屯内倪姓の所有地であるが、屯住民ならば何人に拘らず此處に立入つて土糞用又壁土用として土を採取する事が出来る。租子は倪姓が負擔して居るが畝捐は課徴されな。

3. 廟 地

屯内老爺廟に附近住民の寄進にかゝる土地がある。

(イ) 義 地

屯の北方二軒の地點に屯共同墓地として二十畝あり。現在五畝を墓地とし、残りの十五畝は廟の道士が耕作し、其收入を以て廟の諸費用に充てゝゐる。然し將來必要ある場合には墓地となるものである。

(ロ) 香、火、地

義地附近に十八畝の耕地あり。之も廟の道士が耕作に當り、其收入は専ら香花料に充てられる。

以上二地共に租子を負擔して居る。

尙廟地を監理し、其他廟の修理、芝居等の際に寄附金を募る等の場合に、特に世話人となるものを會首と呼び、本屯並びに四隣屯より各一人宛選出される。會首は毎年一回會合して道士より廟事務の報告をうけ又翌年の計畫を樹てる等のことをなす(以上屯内倪姓談)。

(i) 洮南縣大茂好屯

牧養地—以前の攬頭の土地が約二十天地（屯の南）あり。共同利用しつゝあり、放牧採土をなす。

「放牧地は屯の東南方に小高き丘があり原野になつてゐるので、誰の所有とも不明にして屯民は大抵そこに放牧してゐる」。

「放牧地は凡べて個人所有にして、何等の使用料も徴せず、屯民自由に放牧しつゝあり。現在の家畜頭数にては放牧地は余裕あり、他屯よりの家畜も放牧しゝあり」。

(j) 瓊環縣松樹溝屯

「松樹溝の共同利用地は、屯基、放牧地、草甸子の三種に分れるが、草甸子に於ける採草は縣に草甸捐を納入しなければならぬから、嚴密に云へばあてはまらないが、實質的には殆んど無償で採草してゐるから、これも含めて差支へないと思はれる。

屯基は屯中央にあつて、東西長さ一滿里、南北約五分の四滿里で、約三十响の面積がある。目下宅地及び菜園として利用されてゐるのは約十响であつて、殘部の二十响は屯民には採草放牧を自由に許してゐる。

次に放牧地であるが、本屯は最初光緒三十四年土地開放當時三十响の共同放牧地を指定され、現在では屯の稍々東方にあるが、屯内全部の牛馬を一括して放牧する爲には稍々面積が不足する爲に、屯西方の山地及び谷間に數百响に上る恰好な官地があるので、この方面に全部放牧されてゐる。

草甸地は屯西南隅から西方にかけて擴がつてゐるが、屯民が自由に採草してゐる。

この他、撩荒地は誰でも自由に放牧出来るから、この意味から云つて、撩荒地が一千六、七百响も屯内にあるので、役畜、用畜の放牧地は全く過剩と云へる。

更に屯西方にかけては山地で、山地一帯は官地に屬してゐるが、木税を支拂へば屯民は誰でも薪を自由に採取出来るから、この方面は副業として薪の採取に赴くもの多く、自由に利用され、現在では稍々荒廢の傾きがあるが、廣大な面積であるから薪の原木は無數にある。

この山地は木税を支拂ふ入會山とでも云へる」。

「本屯の東方に長さ四滿里、巾一滿里、面積約七〇响の放牧地がある。これは屯全體で縣より借りてゐるもので、一ヶ年三圓の税金を納入してゐる。

この放牧地を使用せんとするものは、一頭、一年につき、二錢宛、甲長に納入することになつてゐる。

(k) 家廟、家祠—の例 (参考)

祖先の祭祀をなす爲めのもので、富裕の家になれば自由に建立する。この祭祀を主掌するものに數人の墓壘あり。墓壘の主席を「主掌、墓壘」と言ひ、墓壘は一族の公選により、主掌墓壘は墓壘中の互選によつて決定する。

廟には廟産あり廟費は一族中の家子の頭数により必要に應じて徴收する。廟産は主掌墓壘が保存管理する。

(例)、龍江縣第一區大道三父子。

高家の家廟は本屯内にあり。宣統元年二月十一日建立のもの、廟産として家屋を有し、一族のものに貸付け家賃の收入あり。又約五百圓の現金もあり、屯民に貸付け居れり。家屋の借家人は四名あり一名は看廟の職に當る。廟産の現金貸付は一族内のみならず、保證人あれば他族にも貸付く。現に一族八人、外族に一人貸付けあり、特に借用證を認める等の事なく、保證人あり、土地或は家屋を擔保とす。

現在本廟の墓壘は四名あり、主掌墓壘缺員にして高瑞慶代行す。尙本屯にはなきも、餘裕あれば土地をも廟産となすといふ。

崔家の家廟は齊々哈爾、小五福碼の二ヶ所があり、現在墓壘十名、主掌墓壘は崔玉琳なり。

王家の家廟は額爾蘇屯にあり、墓壘四名正副各一名の主掌墓壘あり。右二者のものは特に廟産等のものなく、必要に應じて各一族の男子の頭数により徴收す。大祭は特に定期なし。

第二、放牧、採草及び採土の爲めの入會地

家畜の爲めの放牧地、燃料用柴草採取の爲めの採草地、土糞を製造する爲め或は建築用土煉瓦を製造する爲めの土を採取する採土地等、之等のものは現在の滿洲の農家にとつて、殆んど缺くことの出来ない必要性を持つてをるものである。之等の土地の所有及び利用關係に就て、北滿地方の若干の事例に就ては既に前篇に於て見られたが、こゝでは更に附け加へられた其他の地方の若干の例に就て見よう。

之等の例の中で最も完全に近い總有的な型態を存してゐるのは、前掲遼陽の屯の場合であろう。即ちこの場合にはそれまでは所有者の不明であつた山林を、民國初年一人の假空の名義を以て報領し、そしてそれに對しては屯内人同志の入會が行はれ、その利用に對しては山林を荒廢に歸せしめない爲めの自主的統制さへもが行はれてをるのである。この様な例はこゝでは遼陽の場合丈けにしか現はれなかつたが南滿地方の農村に於ても、廣く見出される形の様である。其他の場合に於ては、所有が多く個人の所有に歸せしめられて居り、たゞその利用のみが共同になされてをるのであるが、この様な場合に於ても、その所有の形といふものは寧ろ上から與へられた形に過ぎないのであり、存在する入會權の實體に就ては遼陽の場合と略同様の強さを認め得られる様な場合も存してをるのである。即ち所有の名義に於ては昔の屯長とか村長とかといふ様な有力者の名義になつてゐるが、その沿革なり實質なりを検討して見るときには遼陽の場合と同様な事情の存在してゐることも多々あるのである。然しながらこの様な慣行上の權利の強さといふものは、各屯によつて著しく異つた度合を示してゐるのであり、最も弱い場合には、單に個人の私有地を恩惠的に利用さ

せて貰つてゐるに過ぎないと言ふ様な場合も見られるのである。(例へば榆樹の屯の如き例)。又事例の中には環墾の場合に見られた様な、開放當時に於て屯の共同放牧地として三〇响を指定するといふ様な場合も見られるが、この様な例は滿洲の場合には極めて例外的な場合でしかないものである。又この様な所有の形に於て農耕地が所有されてゐることもあるが(遼陽)、これはその例に就て見ても判る様に、採土の結果そこに耕地を得たといふのであり、之もこの様な形として全く例外的な場合に屬するものである。

以上の例によつて、之等の土地に關する大體の傾向を窺ふことが出来たと思はれるが、之を要するに、この種の共同利用に關しては次の様に要約して言ふことが出来るであらう。

(イ) 現在残されてゐる共同利用地の形には、上例に見た様な種々の段階があり、最も總有的な色彩の強いものから、殆んど全く個別的な所有地と化して了つてゐる様なもの迄種々見られるが、之等は何れの場合に於ても漸次消滅し崩れて行く傾向にある。

その實質に於て總有的な性質を備へて居る場合にも、それは表面上の形に於て私的所有權の外被を持ち、従つてその場合には北滿地方の例に於て見られた様な各個別の地券の中に割り込む形を採つたり、或は上例の遼陽の場合にも見られた様に、假空名義の地券を備へるといふ様なことになつてゐるのであるが、この様な形は漸次失はれつゝあり、特に放牧地、採草地等の耕地化の傾向、村有財産の設定、地籍整理の進捗等はこの傾向を一層強めるであらうと思はれる。

(ロ) 上述の様に之等の共同利用地が漸次失はれて行くことに就て考へて見ると、それは一般の農民達にとつて必要缺く可からざる放牧地、燃料採取地、土糞用或は壁土用の土の採取地を供給してゐるものであるから、その利害關係の及ぶ範圍も相當に大きく且強いものがあると考へられる。

日本に於て入會地の整理が農民の生活權に關する大きな問題として取上られたことは衆知の事實であるが、滿洲に於ても之と同様の事象を考へる必要があると思はれる。先づ耕地化の傾向について見ると、之はある程度迄止むを得ないことゝ考へられるが、之も將來一定の放牧地、採草地を農村の爲めに残すことが、農村の經濟を向上させる爲めに必要なものであるといふことになれば、それがある程度抑制して放牧、採草地として残すことも考へられるであらう。村有財産として編入するといふ場合に就て見ると、之は日本などでも言はれたことであるが、一つには從來まで總有的な方法によつて利用處分されて來たものが、村といふ別個の人格を有するものゝ所有となる爲めに、却つて從來までの様な總有的な利用方法が妨げられ、やゝもすれば村内有力者の恣意に委せられるといふ様なことになり勝ちであり、又他方に於ては、その入會の範圍などに於て、從來と異つたものとなる爲めに、從來までのものゝ慣習上の權利が狭められ或は無視されて了ふといふ結果を招き易いのである。

又地籍整理の行はれる場合のことを考へると、上述及び北滿地方の例に於ては、假空の名義を以て報領してゐる場合を除けば、他はすべて表面上實在の個人名義のものとなつてゐるのであるから、その共同利用地としての性質を別出することは、餘程困難なことではないかと思はれる。この場合恰もよしと屯内有力者達が、彼等の利益になる様に恣意に振舞ふといふことも當然に考へられることであり、又實際に於て彼等の所有名義となつた沿革的な事情も不明となつて了つてゐることが多く、又實際に完全な私有地である場合も多いのであるから、この間の關係は誠に慎重を要するものであると考へられるのである。

第三、廟 有 地

廟の所有に歸せられてゐる土地の例としては、青城に於ける「義地」「香火地」があり、又遼陽の屯の場合に於ける闕家庄子村有耕地の例がある。遼陽の場合は明かに廟地から變じて數個屯の共有地となつて居り、その管理方法や收入の使途も本來の廟地からは離れたものとなつてゐる。何れにしても之等の廟地は現在大きな割合を占めるものではなく、而も漸次失はれて行く傾向にあるといふことが出来る。

第四、氏族有の土地、家屋

榆樹の調査屯に於ける于家の祭祀田の例、及び最後に参考として掲げた家廟の例は、族産として土地や家屋を所有してゐる例である。現在この様な例はそう數多くは見當らず、餘程大きな舊家の場合でないこの様な典型的な形を存してゐる場合はないと思はれるが、然し時にはこの様に非常に完全な形で族産やその管理方法が残されてゐることもあるのであり、このことは誠に興味あり且注目に價することであると思はれる。

第九節 地 積

(この項はその主要な部分を産業部月報第一卷第二號山縣千樹氏「滿洲の地積」からその儘拜借した)
滿洲在來の面積法の基礎である尺は官尺(造營尺)と木尺に分れる。官尺は清朝時代の統一的なもので土地の測量、地券の作製等の場合に使用されたものである。木尺は民間のもので大工用、民間の土地測量に用ひられるが各地各様である。

官 尺 日本尺 一・〇五六尺(〇・三二メートル)
木 尺 日本尺 一・〇四〇尺

(註) 木尺の標準的なものを一・〇四尺とする。

普通五尺平方を一弓と言ふ。(一平方弓と言はない。長さ五尺の場合も一弓と言ふ)。この一弓は支那の一步に相當し、歩は滿洲では通常地積計算の場合には、二歩を五尺として一弓度と定めるから、一步は二尺五寸となる。而して歩は普通面積を表現しなす。

市街地の面積は長さ一〇尺を一丈とし、一丈平方(百平方尺)を基準にする。之をも亦一丈と言ふ。即ち丈は面積基準と長さの單位を兼ねる名稱である。

耕地面積の基準は畝又は响(天地、日)であつて、南滿、熱河等の土地利用の集約的な所では畝を用ひ、北滿では响を通常の單位に用ひる。

官尺による畝の大小と面積を示せば、

畝 { 小畝=240弓=6,690.816平方尺(日本) = 6.1952畝(せ) = 0.0661畧
 中畝=288弓=8,028.979平方尺(日本) = 7.4342畝(せ) = 0.074畧
 大畝=360弓=10,036.224平方尺(日本) = 9.2928畝(せ) = 0.092畧

木尺(標準のもの)による場合

畝 { 小畝=240弓=6,489.6平方尺(日本) = 6.0089畝(せ) = 0.060畧
 中畝=288弓=7,88.5平方尺(日本) = 7.2107畝(せ) = 0.072畧
 大畝=360弓=9,734.4平方尺(日本) = 9.0133畝(せ) = 0.089畧

响(天地、日)の基準は通常一〇畝が一响になるが、小畝の場合には六畝で一响とすることもある。官尺によるものを示す。

响 { 小畝……(6畝=1响=1,440弓=37.171畝(せ) = 0.369畧
 (10畝=1响=2,400弓=61.952畝(せ) = 0.614畧
 中畝……10畝=1响=2,880弓=74.342畝(せ) = 0.737畧
 大畝……10畝=1响=3,600弓=92.928畝(せ) = 0.922畧

木尺によるものを示す。

响 { 小畝……(6畝=1响=1,440弓=36.0533畝(せ) = 0.358畧
 (10畝=1响=2,400弓=60.0889畝(せ) = 0.596畧
 中畝……10畝=1响=2,880弓=72.1067畝(せ) = 0.715畧
 大畝……10畝=1响=3,600弓=90.1333畝(せ) = 0.894畧

南滿で小畝六畝の一天地を「單繩」と言ふことがあり、小畝十二畝を「雙繩」と呼ぶ場合もある。(註一)

(註一) 「繩は單に長さのみを計る場合と、面積のみを表はす場合とあり、前者は單に長さ三十八直弓即ち十九丈を一繩とするも、後者は三

十八弓平方即ち一千四百四十四平方弓を一繩とし、六畝強に該當す。(一般民地、上巻 二五頁)

「内務府官莊の地積を測るには、弓、畝、繩、响、日(天)、頃等の單位を用ふ。尺は縱黍尺即工部營造尺を以て標準とし、其二尺は我一尺五分六厘(木尺は約一尺四分)に該る。弓は又歩と云ひ、五尺平方即我二十七八七四平方尺の面積を指し、其二百四十弓を以て一畝に算す、即我百八十五坪八五六(六畝五分)なり。而して制度上に於ては、六畝を一日又は一响、四十二畝を一繩、百畝を一頃と稱すれども、實際に在りては、一繩は六畝にして、一日は一繩半即ち九畝、一响は十畝なるを例とし、而も响、頃の二者は、吉林、直隸兩省の外、奉天省に於ては、殆ど實用なきが如し。尙遼陽、奉天、海城等の地方に在りては、官莊地を雙繩地と呼び、以て民地の單繩地と區別する場合あり、之に據れば官莊地一日の地積は、實額十二畝内外なること疑なき事實にして、制度上六畝を以て一日となすは、單に納祖上の標準に過ぎざる可し。(内務府官莊一頁)」

响、天地、日は大體に於て農民が一日に耕作し得る面積を單位として出来上つたものであつて、小畝は舊奉天省開原縣以南の南滿一帶及び熱河に於て用ひられる。

小畝中、六畝一响のものは蓋平以南で用ひられる。中畝は昌圖地方以北、主として蒙古王地、舊吉林、黑龍江兩省の新開墾地に於て行はれ、大畝は從來開墾された蒙古王地の中、蒙古人の私有地に於て行はれ、又昌圖松樹地方に於ても之を受けられる。

今此の四通りの面積基準の分布の概略を縣別に示すならば次の如し。

一、小畝六畝一响

- 撫順、本溪、復、蓋平、清原、興京、柳河、安東、莊河、岫巖、鳳城、寬甸、桓仁、通化、輯安、臨江、長白、
- 大賚、瀋陽、遼陽、遼中、海城、營口、新民、鐵嶺、法庫、昌圖、開原、西豐、西安、東豐、海龍、金川、輝南、
- 濛江、錦、北鎮、黑山、台安、盤山、綏中、興城、錦西、義、朝陽、阜新、彰武、安圖、撫松

二、小畝一〇畝一响

三、中畝一〇畝一响

- 龍江、景星、甘南、富裕、訥河、嫩江、德都、龍鎮、通北、克東、克山、拜泉、明水、依安、林甸、泰康、泰來、
- 鎮東、安廣、洮安、洮南、開通、突泉、(齊齊哈爾)、呼蘭、賓、阿城、五常、雙城、肇州、肇東、蘭西、安達、
- 青岡、望奎、海倫、綏稜、綏化、慶城、(鐵驢)、東興、巴彥、木蘭、延壽、珠河、葦河、齊安、穆稜、東齊、
- (密山)、(虎林)、樺川、富錦、寶清、勃利、依蘭、方正、通河、鳳山、湯原、同江、撫遠、饒河、瑗瑗、漠河、
- 鷗浦、呼瑪、奇克、遜河、烏雲、(佛山)、康平、遼源、雙山、梨樹、永吉、額穆、敦化、樺甸、磐石、伊通、雙
- 陽、九台、長春、懷德、長嶺、乾安、扶餘、農安、德惠、榆樹、舒蘭、郭爾羅斯後旗、延吉、汪清、琿春、和龍

六、大畝一〇畝一响

瞻榆、蘿北、綏濱

响(天地、日)以上の單位は、熱河方面にあつては、小畝の百畝を一頃として居る。方地なる單位は種々に分れて

- 中畝 一响の四十五倍せるもの 四五响一一方地
- 一方地 小畝十畝 一天地を二十四倍せるもの 二四天地一一方地
- 小畝六畝 一天地を四十倍せるもの 四〇天地一一方地

此の三者の中、後二者は同面積であつて、五七、六〇〇弓である。

第一の場合の中畝一响が四五响で一方地をなすものは一二九、六〇〇弓で、北滿では通常使用されて居り、一平方支里(一支里は三六〇弓)に當る。小畝を以てする後二者は餘り使用されて居ない。

此の上に更に區、井なる單位があり、區は中畝一方地の四倍であつて、之が又四〇畝なる單位に區分されることがある。

井は三六方地で、九區に當り、一、六二〇响に相當し、北滿地方の新開墾地に於ては、一般的に使用され、响、方地、井の三段階が行はれて居る。

以上は謂はば公定の面積單位でつて、地券面積、課税面積等は總てこれに據つてゐるのであるが、實際には農民達は、この外に普通七、二〇〇弓を以て一响とする面積の單位を慣用してゐる。

この場合の弓といふのは、上述の様な意味の面積を現はすものではなくて、墾（畦）の長さを意味するのであり、墾の長さが七、二〇〇弓ある面積を以て慣用上の一响としてゐるのである。従つてこの場合には、その墾の有する幅の如何によつて面積に相違を來すのであり、墾の幅が丁度三分の一弓あればその面積は前述二、四〇〇弓の場合の小畝一响に一致するし、五分の二弓あれば二、八八〇弓の中畝一响の場合と一致する。更に二分の一弓の場合には大畝の一响に一致する譯である。然し實際にはこの様に墾の幅が丁度三分の一弓或は五分の二弓と定まつたものでないから、墾の幅如何によつてそれぞれ小畝或は中畝の一响とは異つた面積を現はすこととなるのである。面積はこの様に墾の幅を異にするに従つて異り、圃場圃場によつて實際の面積を異にすることゝはなるが、實際の耕作について言ふ場合には、この方がより合理的なこともあり、又單に墾の長さのみを計つて面積の單位とすることは、難しい地形の測量をするよりも遙かに容易なので、農民達が普通耕作面積や小作面積、作付面積等を表示する場合には、全て之を用ひてゐるのである。従つて調査の場合等に當つても、所有面積を答へる場合には前述の小畝や中畝等により、耕作面積を答へる場合には、通常七、二〇〇弓の响によるので、兩者の相違を來して了ふ様なことに屢々遭遇するのである。

以上は普通の場合であるが、更に農民の土地に對する觀念に於ては、馬若くは牛に依る一日間に耕作し得る廣さと言ふ概念に支配されて居る場合がある。熱河省豐寧縣の農民にあつては、圃場の位置や土質によつて耕作に難易が生ずる爲に、其の面積に差異を生じて來る。黒河省環環縣の事例によると、牛四頭曳にて一日に耕作し得る面積を响と言つて、清末迄使用されて居た等の事實がある。

又、工程を計る諸種の基準、例へば、套（五畝）、工（二・五畝）氣兒（二畝、二時間の作業工程）等のものがある。

〔本屯では小作地は天地と呼んで居るが、此の地方の天地は南北滿の其れの如く、一天地は六畝或は十畝と規定されたものではなく、唯天地の語源其の儘に、朝から夕方までに耕作し得る面積を指す。故に平地とか山腹、距離の遠近、又は其の人の能力の程度によつて、非常に其の面積に差を生ずる。此處では殆んど定額小作無く、分益が多い爲に、斯の様に面積は不統一でも問題は起らない。〕

（豐寧）

〔天地とは播種時型丈一合を以て一日間に耕すことの出来る面積の意であるから、圃場の位置（山腹か河岸平地か）、土質（砂質が粘土質）、距離等によつて其の實質面積に差異がある。一天地を五氣兒に分ち、一氣兒は大體二時間の作業能率とされてゐる。〕

（以上選將村子姓談）

（豐寧）

しかも農民の素朴な觀念としては一天地八畝（一畝二百四十弓）位として居る（屯内焦姓談）

以上の外に間島省にては、滿洲國人は中畝二八八弓及小畝二四〇弓を使用して居るが、移住して來た朝鮮人は又別の地積を使用して居る。

結耕（ハシゲキ） 日耕（ハシゲリ） 負耕（ハシゲミ） 束耕（ハシゲム） 把耕（ハシゲツ） 合耕（ハシゲツ） 勻耕（ハシゲツ）

此の單位は十進法であるが、一日耕が規準になつて居て、束耕以下の小單位は殆ど用ひられて居ない。

一日耕の面積は長さ百田尺、幅四〇田尺の面積を指し、一田尺は日本曲尺の三・一六尺に相當するから、面積は三

段六畝二九步五二に當る。一田尺は地方によつて三尺乃至三尺二寸で區々であるが、内鮮にあつては三尺であるから一、〇〇〇坪に當る。

此の外に呼稱を異にして、

大响一日耕……一、八〇〇坪（六段）……揚城村（滿、鮮雜居地帯）

小响一日耕……一、〇〇〇坪（三・三段強）……小營子（鮮人部落）

註 琿春地方は若干異なる。

又

大响一日耕……七段二畝

中响一日耕……六段六畝

小响一日耕……四段三畝

元來、朝鮮の面積規準は牛の一日に耕作する面積が規準であつて、之が日本及滿洲の單位に觸れて變化したものであつて區々として居る。

以上の外、南鮮から來たものが用ひる一斗落と言ふものがあり、主として水田面積に用ひ、一斗落き得る廣さを表はし、五〇〇坪から七〇〇坪である。

露西亞の文化的影響を比較的強く受けた呼倫貝爾の三河地方及黑龍江沿岸地方、三江省等には露西亞の面積單位が僅かではあるが行はれて居る所がある。

1平方露里 = 114.7303町（日本） = 113.80135684町

1デジャーチン = 1.10164町（日本） = 1.092488061町

又興安省蒙古人部落の場合に於ては「一犁附丈」なる面積の單位が行はれてゐる。

「本部落（興安南省科爾沁左翼後旗、腰四不全部落）の蒙古人は面積の單位として附犁丈なる言葉を用ひる。附犁丈には一附犁丈（全附犁丈）と半附犁丈の二種がある、一附犁丈とは牡牛四頭立（稀には三頭立のこともある）の犁丈一個（中犁）を以て耕作し得る土地の廣さを意味し、半附犁丈とは牡牛二頭立の犁丈一個（單犁）の場合に於ける耕作可能な廣さを言ふ。

蒙古人の習慣として耕作の役畜は牛以外のものは殆ど使役せず、而も通常牡牛のみであつて牝牛の使用は極く例外的に行はれるに過ぎない。更に一つの犁丈を操作する人間勞力にも一定の組合せがあり、通常一犁丈には三人（成工三人或は成工二人、半拉子一人）、半附犁丈には二人（成工二人或は成工一人、半拉子一人）である。

この様にブリミチイヴな計算單位であるから同じ一附犁丈の面積でも、耕地の地形、土質の良否、役畜、犁丈、人力の良否に依つて面積に多少の廣狭の差が出来るのは當然である。

更に一附犁丈と半附犁丈との關係は一附犁丈は半附犁丈の倍よりは稍狭く、二附犁丈といふ場合は一附犁丈の倍數とも半附犁丈の倍數とも考へられるが通常前者を指す。即ち二附犁丈といふ場合には牡牛四頭立の犁丈二個を使用して耕作し得る面積を言ふ。

以上は腰四不全部落の例であるが、一般に蒙古人の耕作面積は幾何犁丈の語が用ひられ、一附犁丈は熟地の場合は耕牛二頭、新墾地に於ては四―六頭を以て耕作し得る面積をいふ地方もある。普通一附犁丈の面積は一五―二五天地（我九―十五町）に當るといはれる。

以上の計算單位のほか本地の蒙古人は又、面積の單位として早起、墾などの語を用ふることがある。早起とは元來一日の耕作時間のことであつて、これは滿人の天、天地、日などと同じ起源のもので、一日に耕作し得る面積のことである。(因に早起とは朝又は午前の意味で、蒙古人は早朝より野良に出て太陽が頭上に來る正午頃家に歸り、午食後は通常耕作に出ず、放牛、看馬、農具修理其の他の家内作業に従事する)。墾を以て單位とする場合は、滿人が墾長の弓を以て單位とする場合と同様である。(滿鐵調査月報、十八卷四號、平野氏「蒙古人の農業」)。

一朝

七畝位 (即ち牛馬一日の耕作面積) の面積を指す。(興安南省科爾沁左翼中旗)

尙以上の外作蠶を飼育してゐる地方では、その放蠶面積を指すに用ふる把剪子なる單位がある。把剪子とは一把頭の放蠶可能なる面積の謂である。

「一把剪子の蠶場と云ふのは一人が剪子一個を以て管理出來得る廣さの蠶場を云ふのであつて、元より一定した面積ではない。然らば一人にて如何ほどの面積が管理出來るか云ふと、五―六千粒ほどの繭よりの蠶兒を管理し得、此の蠶兒が造繭するまでに必要な柞樹は大約五千株であると云はれてゐる。

故にこの五千株の柞樹が疎生して居れば廣面積の、密生して居れば少面積の一把剪子なる蠶場となるのである。

更に六千粒の種繭よりの蠶兒數は如何程かと云ふと、化蛾した雌雄の割合は六對七位であると云はれる故、約五千匹の雌蛾出で、一蛾百三十粒平均産卵するとすれば六萬六千粒となる故に、少くとも六萬粒の蠶兒を一人にて管理する割合となる。

「而し豊作の年は一把剪子より十萬粒を收繭し得ると云ふから、此の標準も不確實となつて來る。

一把剪子當り收繭量(洋砲ありし當時)

豊年	十萬粒
平年	五―六萬粒
凶年	二―三萬粒 (西豊)

(執筆責任者大野保)

―以上―

康德五年十二月三十日印刷
康德五年十二月三十一日發行

產業部大臣官房資料科

新京特別市西七馬路十四號

印刷人 駒越五貞

新京特別市西七馬路十四號

印刷所 滿洲圖書株式會社

14.2
898

終

